

議案第八十一号

中央区借上住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年九月十七日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区借上住宅条例の一部を改正する条例

中央区借上住宅条例（平成五年十二月中央区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

一 借上住宅の利用者が、世帯の構成の異動又は収入の変動があつたことにより、他の借上住宅の使用を希望する場合で、区長が特に必要があると認めるとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二 借上住宅の利用者が、第二十六条第一項又は第二項の規定による交換をするとき。

第九条第二項第二号中「保証金」の下に「（以下「保証金」という。）」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項に次のただし書を加える。

ただし、区長が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 区長は、第五条第一項第一号に該当する利用者を第一項の規定により他の借上住宅の使用予定者として決定したときは、現に使用している借上住宅に係る保証金を他の借上住宅に係る保証金に充当することができ、この場合において、現に使用している借上住宅に係る保証金の額（第二十条第二項ただし

書に規定する費用があるときは、当該費用の額を控除した額）が、他の借上住宅に係る保証金の額を超えるときは当該超える額を当該使用者に還付し、不足するときは当該不足する額を他の借上住宅に係る保証金として当該使用者から徴収するものとする。

第十三条第四項中「第二十条第一項の」を削る。

第二十六条中「使用許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条に次の四項を加える。

2 使用者は、借上住宅の建替えその他やむを得ない事由により、区長とその借上住宅を交換しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

3 区長は、区規則で定める基準により、前二項に規定する承認をする。

4 第九条第二項の規定は、使用者が第一項又は第二項の規定により交換の承認を受けた場合における手続について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第一項又は第二項」と、「使用予定者として決定された者」とあるのは「交換の承認を受けた使用者」と読み替えるものとする。

5 区長は、第九条第三項後段の規定の例により、交換前の借上住宅に係る保証金を交換後の借上住宅に係る保証金に充当することができる。

別表中中央区借上住宅銀座アイタワーの項の次に次のように加える。

中央区借上住宅銀座ウォールビル

東京都中央区銀座六丁目十三番十六号

附 則

1 この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区借上住宅条例第九条第四項の規定による借上住宅の使用許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説 明）

借上住宅銀座ウォールビルの新設に伴い、その名称及び位置を定めるとともに、借上住宅の交換に係る取扱い等について定めるほか、規定を整備するため、この条例案を提出します。